**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第３１０号）**

**〔　教育庁発注工事の見積書等非公開決定等審査請求事案　〕**

**（答申日：令和元年６月２１日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府教育委員会）は、本件審査請求に係る決定において非公開とした部分のうち、別紙の「非公開が妥当と判断した部分」を除いて公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　平成２９年４月２４日、審査請求人は、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、別表１の「対象案件」欄に記載の①から⑥に係る「請求文書」欄に記載の（１）から（７）についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　同月２８日、実施機関（担当：教育庁施設財務課）は、本件請求のうち、別表１の対象案件①から⑥の請求文書（１）に対応する行政文書として、別表２のとおり実施機関が昇降機製造業者から徴取した見積書（以下、実施機関が当該案件について見積書を徴取した事業者らを「当該事業者」という。）及び実施機関が徴取した見積書の内容を一覧で比較対照できるように作成した見積比較表（以下、見積書と見積比較表を併せて「本件行政文書ア」という。）を特定の上、決定通知書の「公開しないことと決定した行政文書の名称」欄には別表２のとおり記載するとともに、条例第１３条第２項の規定により、非公開決定（以下「本件決定１」という。）を行い、別表２の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

　３　また、同日、実施機関（担当：教育庁施設財務課）は、本件請求のうち、別表１の対象案件①から⑥の請求文書（４）、（５）、（６－１）及び（６－２）に対応する行政文書として、別表３の「実施機関が特定した文書」に記載の文書（以下、請求文書（４）、（６－１）に対応する文書を「本件行政文書イ」、請求文書（５）に対応する文書を「本件行政文書ウ」という。）を特定の上、決定通知書には別表３の「公開請求の対象となる行政文書の名称」欄のとおり記載し、条例第１３条第１項の規定により、別表３の「公開しないことと決定した部分」欄に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定２」という。）を行い、別表３の「公開しない理由」欄に記載のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

４　なお、本件決定１及び本件決定２の他に、同年５月２日、大阪府知事（担当：総務部契約局建設工事課）は、本件請求に対して、別表１の請求文書（２）、（３）、（５）のうち予定価格内訳及び（７）に対応する行政文書として、別表４の「公開することと決定した行政文書の名称」欄に記載の文書を特定し、条例第１３条第１項の規定により、公開決定を行い、審査請求人に通知した。

５　同月２９日、審査請求人は本件決定１及び本件決定２を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

１　＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ａ＞について；

“見積書ｏｒ下見積もり比較表”の“業者名と業者別の総額が分かる部分”の開示を要請する。業者名も当然開示されるべきではあるが、開示判断に時間が掛かる等のおそれがある場合には、今回に限り業者名非開示でもＯＫとする。

２　＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂ＞について；

　　　対象案件③、④、⑤、⑥についても請求項目の請求文書（４）、（５）、（６－１）を全て開示されるように要請する。

　　　但し請求文書（５）の細目別内訳に関しては今回に限り、改修工事の号機毎に新設対応分と撤去関連費用（Ｅｘ．撤去費・建築費・電気設備費・廃材処分費等）の仕分けが出来る内容を開示すればＯＫとする。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　１　審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

（１）＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ａについて＞

“昇降機設備工事の下見積書ｏｒ見積もり比較書”については、現時点で、公共工事の監督官庁である国交省をはじめとして、国立大学・都庁・中央区・目黒区・荒川区・港区・板橋区・練馬区・横浜市・愛知県・名古屋市、福岡県、福岡市等で少なくとも“業者名と総額”が開示されている。

国立大学並びに都庁も下見積りを不開示としていた時期があり、異議申し立てを行った結果、内閣府情報公開個人情報保護審査会並びに東京都情報公開審査会から『下見積もり総額並びに業者名は開示すべき』という答申が出されている。

（＜表１＞省略）

（２）決定通知書には『当該事務の目的が達成できなくなる‐‐‐事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす』と書かれているだけで、何故そのような判断になるのか、そこに至るロジックや根拠が書かれていない。

そこで、以前国立大学並びに都庁が下見積り不開示としていた際に主張していた不開示の論理に基づきその誤りを以下に明らかにする；

（＜表２＞省略）

ア　＜不開示の論理１について＞

昇降機ビジネスの価格決定プロセスと各々の価格の持つ意味を簡潔に表した下表を見てほしいと思うが、このグラフを見るだけで“不開示の論理１”が全くの空理空論であることが分かるはずだ；

（＜表３＞省略）

ポイントは、Ｓｔｅｐ１の下見積もりとＳｔｅｐ３の入札時見積もりとの間に、情報公開上の取扱いを異にしなければならないような本質的な差異があるのかどうかということだ。

＜表３＞の右側のグラフに示す通り、Ｓｔｅｐ１＆Ｓｔｅｐ３の見積もりはいずれも業者が総コスト（Ｔｏｔａｌ　Ｃｏｓｔ→以下ＴＣ）に営業判断に基づく利益（Ｐｒｏｆｉｔ）を上乗せして出す金額で、上乗せ額が下見積もりで最大になり、入札時見積もりでは最少となるということ以外には、両者の属性上の差異など全くない。

上表を見るだけでも「下見積もり＞入札時見積り」であることが分かるが、次にはこの二つが実際にどの程度懸け離れた価格であるのかを、２０１４＆２０１５年度に入札が行われた案件のデータで見てみる；

（＜表４＞省略）

上表を見て先ずビックリするのが下見積もりのベラボウさ、出鱈目さで、下見積もりＭａｘ．値は実際の取引価格である落札価格の２．３１～５．３９倍で、Ｍｉｎ．値でも１．７１～３．９５倍にもなっている。

下見積もりの大半が落札価格の２～３倍で、なかには５倍を超えるものすらあるという事実を見れば、業者がＴＣといかにかけ離れた作為的でベラボウな高値の下見積もりを出しているのか分かる筈だ。

以上述べたことを纏めると次の通りだが、予断や偏見を排して、社会常識とまともな判断力に基づいて素直に物事を見さえすれば、何の疑問も無く理解出来る内容だ；

①下見積もりと入札時見積もりとの間に情報公開上の取り扱いを異にしなければならないような属性上の差異など全く無く、両者の違いはＴＣへの上乗せ額（Ｐｒｏ．）の大小だけでしかない、

②企業機密そのものであるＴＣへの上乗せ額（Ｐｒｏ．）が最も小さくＴＣに最も近似したのが入札時見積もりであり、逆に上乗せ額（Ｐｒｏ．）が最も大きくＴＣと最もかけ離れてトンデモなく高いのが下見積もりである、

従って入札時見積りが公開されているのに下見積もりを不開示とすることは論理的に成り立たないことは明らかであり、“不開示の論理１”は全くの空理空論にすぎない。

企業機密であるＴＣとは縁もゆかりもないベラボウな高値の下見積もりを不開示とすることが『特定の個人の財産権の保護のためである』と主張するのがいかに的外れなのかこれ以上説明するまでもない。

イ　＜“不開示の論理２”について＞

この論理に基づいて下見積もり不開示としてきたのは国立大学で、その論理は先述の通り内閣府情報公開・個人情報保護審査会で明快に否定されたが、国立大学の主張を纏めると以下の通りとなる；

①案件毎に複数業者から下見積もりを取り、そのＭｉｎ．値を予定価格の算定基礎とし、これに査定率を掛けて予定価格を算出するという方法を取っている→「下見積もりＭｉｎ．値×査定率＝予定価格」

②よほどの事情変更や物価の著しい変動などがない限り、査定率は常に同じ係数を使っている、

③そうした状況下で特定の案件で下見積もりを開示すると、下見積もりＭｉｎ．値が分かってしまうので、公開される予定価格と対比すれば査定率を算出することが出来てしまう、

④そうするとこの査定率を使うことで将来案件の予定価格が容易に類推可能となり、入札の競争性が損なわれ、価格が高止まりするなどの不利益が生じるおそれがある、

『予定価格設定に際しては常に同じ査定率を使っている』という点が不開示の論理２の要であり、査定率が案件毎に変動していたのではこの論理はそもそも成り立たない。

次にこの不開示の論理２が誤った運用でかつ全く成り立たない机上の空論であることを明らかにする。

案件毎に下見積もりを何社が出すのかどの業者が出すのかにより、予定価格算定基礎といわれる下見積もりＭｉｎ．値が大きく振られることは分かるものだと思う。

しかも業者は常に妥当な一定の価格レベルで下見積もりを出すわけではなく、見積価格のレベルは顧客、案件、仕様、更には各業者の営業戦略上の思惑次第で、その都度大きく振られるものであることも当然だ。

そうであれば常に一律の査定率を掛けて予定価格を設定するのは誤りであり、案件毎に厳格な査定が必要なことは当たり前のことで、案件毎に適切な査定を行っておれば査定率は変動するのが自然なことだ。

現に＜表４＞に示された国交省等の実例で、査定率の欄の数字を見れば、数値の妥当性は別にしても査定率は案件毎にバラバラになっていることが分かる。

従って特定案件の査定率が分かったとしても何ら問題はないにも拘わらず、こうした摩訶不思議な主張をするのは、当然行われるべき案件毎の下見積もりの査定も行わず、常に一律の査定率を掛けて予定価格を設定するなどという安直かつ杜撰なやり方をしているからであり、これでは法令が要請する“適正に定められた予定価格の設定”など望むべくもないことを深刻に反省するのが先決だ。

以上述べてきた通り、不開示の論理２の要となっている『予定価格設定に際しては常に同じ査定率を使っている』こと自体が予定価格設定に関する法令の要請に反した運用であり、実務的にもなんら合理性も妥当性も持ちえない愚かな運用であることは明らかだ。

次に『査定率が分かると、将来案件の予定価格が類推出来る』という理屈自体が全く根拠のない机上の空論に過ぎないことを分かりやすく説明することにする。

エレベータのコストは工事形態と仕様で決まるが、工事形態では新設、完全撤去取替改修、準撤去改修、制御改修を含む改修工事などがあり、更には下表に代表的なものを挙げたが、仕様も用途／速度／容量／停止数／非停止数昇降行程／付加仕様／乗場／かごの意匠仕様などの膨大な組合せとなるので、その膨大な組み合わせに応じてコストがトンデモなく変動することを先ずは頭に入れておいてほしい；

（＜表５＞省略）

「将来案件の下見積りＭｉｎ．値（Ａ）×査定率（Ｂ）＝将来案件の予定価格（Ｃ）」という等式を前提に、（Ｂ）が分かると（Ｃ）が類推出来るという主張が成り立つには、当該官公庁／独法の調達部門以外には入札前に誰も知ることの出来ない（Ａ）を入札前に正確に予測することが必須条件になるが、そのためには；

①将来案件で官公庁／独法がどの業者に下見積もりを要請するのか、どの業者が応じるのか、発注部門以外には知る手段がないにも拘わらず、下見積もりを出す複数業者を間違いなく予測しなければならない、

②過去の案件と将来案件では＜表５＞に示す様に工事形態や仕様が異なりコストも異なる上に、各業者はどの案件でも同じ採算レベルで応札するわけではない（＝案件毎に採算レベルは変わる）という難しい条件をクリヤーした上で、複数業者が出すであろう下見積もりを全て予測し、その中のＭｉｎ．値を正しく導き出さなければならない、

という神業が要求されるが、こんな人知を超えたことなど出来ないことは、誰にでも分かることだ。

（Ａ）を正確に予測することは不可能であり、従って（Ｂ）が分かっても（Ａ）が分からない以上は、（Ｃ）を導き出すことなど出来る筈もないわけで、＜不開示の論理２＞は机上の空論にしかすぎない。

これは簡単な算数の問題だ。

それでも『（Ａ）を類推することは可能だ』と主張するのであれば、いかなる手法を使えば可能になるのか明快かつ具体的に説明するべきであり、それが出来なければ不開示の論理２は完全に破綻することを認識するべきだ。

（３）＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂについて＞

　　　　決定通知書では、『工事が完了していないから』という理由で非公開決定をしているが、こんなことは全く非公開の理由にならない。

　　　　先ず請求文書（４）と（６－１）だが、完成図書を請求しているのならいざしらず、請求している内容は入札並びに契約の時点での基本情報であり、工事が完了したかどうかなどとは無関係に、遅くとも契約時点までには作成されている公文書だ。

　　　　従って、情報公開請求時点で作成済みの公文書は、開示請求されれば開示するのが当然で、官公庁／独法の中で、このような非常識な主張をするところなど皆無であることを良く認識してほしい。

　　　　また、請求文書（５）についても、予定価格自体は公表しながら、その積算根拠となる情報を『工事が完了していないから非公開とする』など支離滅裂と言わざるを得ない。

　　　　決定通知書では、なぜ工事が完了しないとかかる情報が開示出来ないのかという理由について触れられていないが、この主張が正当であると考えるのならば、是非その理由なり根拠なりを、万人が納得出来るように、具体的かつ明快に説明してほしい。

　　　　なお＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂ＞の非公開決定に関して、決定通知書（教施財第１４８１号）の記述には明らかな誤りがある。決定通知書（別紙２）の公開文書一覧の“＊４＆＊５”には、『工事が完了していないため非公開』と書かれているが、決定通知書（別紙３）の非公開理由一覧には『条例第８条第１項第１号・第４号に該当するから非公開である』と全く異なることが書かれている。

　　　　今回の対象案件①、②に関しては＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂ＞の請求内容は全て開示されているので、決定通知書（別紙３）の記述が誤りだと思うが、念の為に「工事設計内訳書の細目別内訳の金額の非開示」について触れておく。

　　　　『予定価格自体は公開するがその積算根拠となる情報は非公開とする』などということは普通の社会常識を持っていれば理解不能であるし、非公開とせざるを得ない合理的理由など存在しないだろう。

　　　　現に以下に示す官公庁／独法に対しこれまでに同様の請求を幾度となく行ったが、全て開示されていて、私が知る限り現時点で非開示としているところなどない。

　　　　＊国交省・国立大学

　　　　＊都庁・警視庁・東京２３区（港区・荒川区・中央区・板橋区・練馬区・目黒区等）・府中市

　　　　＊横浜市・千葉市

　　　　＊大阪府・大阪市・愛知県・名古屋市・福岡県・福岡市

　　　　また一時期、大分大など一部の国立大学が工事設計内訳書の細目別内訳の金額を非開示としたことがあり、その際に異議申し合立てを行った結果、内閣府情報公開個人情報保護審査会からは、『予定価格算出内訳明細書の金額を開示すべき』との答申も出されている。

（内閣府の答申）：平成２６年１０月１日付・平成２６年（独情）答申第２５号

　　　　　　　　　　　　　平成２６年１０月２９日付・平成２６年（独情）答申第

３３号、３４号、３５号＆３７号

　　　　　　　　　　　　　平成２６年１１月１４日付・平成２６年（独情）答申第

４２号＆４３号

　　　　なお、『（５）の細目別内訳に関しては今回に限り、改修工事の号機毎に新設対応分と撤去関連費用（Ｅｘ．撤去費・建築費・電気設備費・廃材処分費等）の仕分けが出来る内容を開示すればＯＫとする』と言う理由は以下の通りだ；

改修工事の価格の妥当性を検証するには、号機毎に新設対応価格と撤去関連価格とに仕分けをする必要があるが、中科目・細目内訳が開示されないとこの仕訳が出来ず、結果として価格検証が不可能になる。

（４）さいごに

以上述べてきた通り、今回の決定通知書における非公開決定には何ら妥当性が無く、いずれも公開されてしかるべきものであることは明らかなので、速やかに非公開決定を取消し、情報開示するよう要請する次第だ。

決定通知書では非公開の根拠規定を挙げているが、その判断根拠としては『当該事務の目的が達成出来なくなる‐‐‐事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす』と述べているだけだ。

非公開決定という不利益処分を行う以上は、その判断根拠なり判断に至るロジックを具体的かつ詳細に明らかにするべきであると考えるので、非開示決定を維持するのであれば、これらの点について論理的かつ明快な説明を行うよう要請する次第だ。

２　反論書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

（１）審査請求書では、具体的かつ論理的に実施機関の不開示決定の誤りを指摘している。

その詳細は本反論書の最後に再録するのでよく見てほしいと思うが、こうした当方の主張に対して実施機関の弁明書では殆ど具体的に言及することなく、部分公開決定通知書並びに非公開決定通知書（以下通知書と称す）で述べたことをただ単に繰り返しているに過ぎない。

審査請求人が審査請求書で具体的に指摘しているのだから、出来るだけ逐条的かつ具体的に反論なり弁明なりをするのが実施機関として当然の責務であり、これがされていない弁明書は落第点だ。

（２）次に実施機関の弁明書の「第３　弁明の理由」（第五）の中で実施機関が主張している点につき、逐条的かつ具体的に反論をすることとする。

ア　＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ａ＞について

（＜実施機関の弁明書―Ｐａｒｔ１＞省略）（第五１（２）１２行目～１７行目）

下見積もりは実施機関が予定価格を設定する為に業者から徴取したもので、予定価格算定の基礎となっているものなので、当然のことながら情報公開されるべきものだ。

審査請求書で明快に述べている通り、下見積もりと入札時見積もりとの間に情報公開上の取り扱いを異にしなければならないような属性上の差異など無く、入札時見積もりが公開されている以上は、下見積もりは公開されるべきで、業者の了解を得る必要など無いことは自明の理だ。

また下見積りが『実施機関が作成した行政文書ではない』ことなど当たり前のことだ。

当方が請求しているのは下見積書の業者名と総額だけであるのに、事業者の社名、代表社名、社印、電話番号、担当者名、品名、数量などとクドクドと列挙することに、何か意味があるのか？

下見積もりが実際の取引価格を指す“実勢価格”ではないことは、下見積もりの性格上からも明らかだがこんな当たり前のことをわざわざ書くことに何か意味があるのか？

また下見積もりがカタログやインターネット等で公開されたものではないこともこれまた当たり前であり、そもそもカタログやインターネット等で広く公開された情報であれば、情報公開請求などする必要はない。

以上、この部分は何の為に書かれたのか、何を主張したいのか全くわからない無意味な文章だ。

イ　（＜実施機関の弁明書―Ｐａｒｔ２＞省略）（第五１（３）２行目～８行目）

これまた長々と書いているが何を言いたいのかサッパリ分からない悪文の代表例と言ってよいだろう。

先ず言いたいのは、『業者名を伏せて下見積りを開示する』というやり方をとれば、ここでクドクドと述べている非公開理由は全て根拠を失うのだが、なぜそうしないのか？

実際に審査請求書では、『業者名も当然開示するべきではあるが、開示判断に時間が掛かる等のおそれがある場合には、今回に限り業者名非開示でもＯＫとする』と書いているのだから。

ウ　次に、審査請求書で次のように述べたことをもう一度思い出してほしい；

（＜審査請求書＞省略）（第四１（２）アの①以降）

「事業者の営業戦略として提出した価格や生産技術上の情報」などという言葉遊びをする前に、この主張に対してキッチリ反論しなければ、何の説得力も無いことを先ずは自覚してほしい。

次に、『（下見積もりの金額が）競合する同業者や資材を手配する商社など建設関係者に知られることにより、実施機関が定めた調整率を乗じて決定した採用単価での契約を強要する根拠に使用される可能性がある』と書いているが、常人には全く理解出来ないチンプンカンプンな主張だ。

「実施機関が定めた調整率を乗じて決定した採用単価」とは予定価格のことだが、『予定価格での契約が強要される』というのはどういうことなのか、また下見積もりが公開され調整率が分かることがなぜ『予定価格での契約を強要する根拠になる』のか、明快に説明してほしいと思う。

ビジネスの実態など知らないのだろうが、民間案件で昇降機の主たる調達者であるゼネコンは集中購買方式を採用し、全国横通しの昇降機価格情報のデータベースを持ち、これをもとに各昇降機業者を競わせ、ハードネゴを行い、というか『値段を叩きに叩いて』価格を決めている。

その結果として、民間案件では昇降機業者は大幅な赤字受注すら覚悟せざるを得ないのが現実だ。

官公庁／独法のように、業者が出した下見積もりを査定する能力も意思も無く、下見積もりＭｉｎ．値に一律の査定率を掛けて予定価格を設定するなどという安直で大甘の価格決定をしているところなど、民間企業にはないので、ここに書いているような心配をする必要などサラサラない。

実施機関はこんなトンチンカンな心配をする前に、これまでの杜撰な予定価格設定を見直し、自由で公正な競争を通じて、市場価格にマッチした価格で発注する為にはどうすべきか、真剣に考えるべきだ。

エ　（＜実施機関の弁明書―Ｐａｒｔ３＞省略）（第五１（４）２行目～５行目）

これまた一見もっともらしいものの、実態を全く知らない者の空理空論の典型だ。

『下見積りを公開すると業者との信頼を損ない、協力が得られなくなり、予定価格の設定が出来なくなる』と言いたいようだが、審査請求書では以下の通り指摘したことを思い出すように；

（＜審査請求書＞省略）（第四１（１）２行目～５行目）

実施機関の主張が正しければ、下見積もりを開示している官公庁／独法は、『見積書提出等の協力を得ることが困難となり、その結果積算に必要な参考情報が欠如し、適正な積算としがたい事態となり、契約事務の適正な遂行にも支障を来している』はずなのだが、実際にそんなことが起こっているのか、調べたのか？

また、『業者名を伏せて下見積りを開示する』というやり方をとれば、ここで述べている非公開理由は全て根拠を失うのだが、なぜそうしないのか？

参考までに言っておくが、民間案件ではゼネコンが価格ネゴの際に、Ａ社に対してＢ、Ｃ、Ｄ社の見積もりを明示して価格値引きを迫るなどということは日常茶飯事に行われていることであり、業者にとっても見積もりを出した以上は、客先がそれをどう使おうが文句は言えないというのは常識だ。

業者との信頼関係などという、とってつけたような綺麗事を述べる前に、ビジネスの現実が如何なるものであるのかを、ジックリと勉強することを勧める。

オ　（＜実施機関の弁明書Ｐａｒｔ４－＞省略）（第五１（４）６行目以降）

先ずは、大阪府が以前は予定価格・最低制限価格等を事前公開していたが、平成２５年４月以降は事後公開に変えたこと、そのことが下見積もり公開の可否判断に関わっているかのようなことが書かれている。

良く認識してほしいことは、予定価格・最低制限価格の事前公開そのものが『自由で公正な競争を通じて、価格が適正なレンジに収斂していくという』入札制度の根幹に反するイレギュラーな取り扱いだということだ。

平成２３年８月９日の閣議決定（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）でも、『予定価格・最低制限価格の事前公表はしないものとする』としている。

予定価格／最低制限価格等の事前公開自体が変則的なやり方だが、それを事後公表という本来の姿に戻したことと、今回の下見積り公開の可否判断がどう結びつくのか、これまたチンプンカンプンだ。

『設計単価に関する行政文書公開請求が事後公表の試行開始後から増大している』とか、『見積単価等の情報が積算用コンピューターソフトウェアに組み込まれるなどの形で拡散している』とか、具体的な根拠も示さず、誇大妄想としか言いようが無いことを述べているが、事実の裏付けのない主張は無意味だ。

要は『下見積もりを開示すると調整率（＝査定率）が分かる⇒査定率が分かると、これを使って将来案件の予定価格が推測できる⇒事務の公正かつ適切な執行に支障を来す』というのが、実施機関の主張の根幹だ。

この点に関しては審査請求書に以下の通り懇切丁寧に実施機関の主張の誤りを説明しているので、もう一度『眼光紙背に徹す』の心構えで読み、明快な弁明、反論を聞かせてほしい；

（＜審査請求書＞省略）（第四１（２）イ１８行目以降）

実施機関がするべきは、ビジネスの実態や論理性などお構いなしに勝手な想像を膨らませて、無理やり下見積りを非公開とする理由を捻り出すことではなく、上表で指摘していることを真摯に受け止め、今後より妥当性が高い予定価格設定を行うにはどうしたらよいのかを真剣に考えることだ。

実施機関の弁明書の最終頁（第五１（５））の“その他”では、内閣府や東京都の情報公開審査会が『下見積もりを開示すべき』としていることに対して、なんだか訳に分からないことを述べている：

（＜実施機関の弁明書―Ｐａｒｔ５＞省略）（第五１（５）ア１１行目７文字目以降）

『国交省が標準単価化を謳っているのに実際にはそれが行われていないので、標準単価化による予定価格の算出が出来ない』と主張しているようだが、国交省が実際に述べているのは下表の通りだ；

（表「＜国交省の報道発表資料＞２０１３年１０月１日官庁営繕事業のエレベータ設備工事における新たな取り組みについて」省略）

要するに、①予定価格の設定に際しては業者の下見積もりに頼るのではなく、エレベータの実勢価格のデータベースを整備していくのでこれを活用すること、②普及型エレベータ（定員１３人乗り、速度４５ｍ／ｍｉｎ）については標準単価の作成に着手するという２点であり、取り組みの重点が①にあることは誰にでも分かることだ。

そもそも、複雑な仕様の組み合わせになるエレベータ設備工事で、全てのｏｒ大半の領域を標準単価化するなど不可能である、逆に言えば標準単価化出来るゾーンは極めて限られることはエレベータのプロであれば常識だ。

最後に、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申の結論部分を以下に示す；

（表「＜内閣府情報公開・個人情報保護審査会＞２０１４年１０月１日平成２６年度（独情）答申第２５号＊“（３）本件不開示部分の不開示情報該当性について”のオ（Ｐａｇｅ７～８）」省略）

（４）＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂ＞について

ア　（＜実施機関の弁明書Ｐａｒｔ－６＞省略）（第五１（２）１８行目～２０行目）

　　　　この文章を読んで、正直言ってビックリ仰天した。

　　　　なぜなら請求文書（４）は、建設に際して実施機関が設計事務所あるいはゼネコンの設計部門に委託して作成させるものであり、事業者（＝昇降機業者）が作成するものではない。

　　　　請求文書（６－１）も全く同じ事で、設計事務所あるいはゼネコンの設計部門が実施機関の意向なり改修に対する基本方針なりを受けて作成するものだ。

　　　　また、工事内訳書は予定価格算定に際して実施機関が自ら作成するものであり、事業者が関与する余地など全くない。

　　　　従って、こうした情報が「事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報である」はずもないのだが、実施機関の単純記載ミスなのか、認識が誤っているのか、あまりの摩訶不思議さに唖然とするばかりだ。

（＜実施機関の弁明書Ｐａｒｔ－７＞省略）（第五１（３）９行目～１２行目）

対象となる情報・文書は事業者が作成するものではなく、勿論事業者のノウハウでもないことは、Ｐａｒｔ－６で述べた通りで、Ｐａｒｔ－７の記述は全くの誤りということになる。

　　　　それにしても、工事が未完了の段階でこうした情報を公開すると事業実施の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるが、工事が完了した後なら問題が無いというのは何故なのか。

（＜実施機関の弁明書Ｐａｒｔ－８＞省略（第五１（４）５１行目～５７行目）

先ず②（第五１（４）５４行目～５７行目）についてはＰａｒｔ－６、Ｐａｒｔ－７で述べた通りであり、明らかな事実誤認、誤った判断に過ぎない。

①（第五１（４）５１行目１０文字目～５７行目）に関しては、『改修工事の号機毎に新設対応と撤去関連（Ｅｘ．撤去費・建築費・電気設備費・廃材処分費等）の仕分けが出来る内容を開示すればＯＫである』とお願いしている訳で、単価に数量を乗じて工事費を算出するといったたぐいの話ではないので、実施機関の主張は明らかにピント外れだ。

（＜審査請求書からの抜粋＞省略）

**第五　実施機関の主張要旨**

　１　弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

（１）本件審査請求における弁明の趣旨

　　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

（２）公開しない情報について

　　　本件行政文書アは、昇降機設備工事を入札に付して発注する場合に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額（予定価格算出の根拠となる設計金額）を計算した根拠資料のひとつである。予定価格については、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第８０条第１項の規定により、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないこととされ、同条第２項の規定により、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実勢価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。

今回請求の内容は、その価格を定めるにあたり、昇降機メーカー等（以下「事業者」という。）から徴収した「見積書」及び事業者名と共に見積金額及び実勢価格に近づくよう最安値の事業者の見積価格に乗じる調整率（査定率）が記載された一覧表「見積比較表」である。

見積書は、事業者から公開について了承を得たものではなく、実施機関が作成した行政文書でもない。記載内容は、事業者によって、若干の違いはあるが、事業者の社名、代表者名、社印、電話番号、担当者名、品名、数量、金額が記載されたものである。今回の場合、昇降機の基本仕様・付加装置等について、事業者が自社等で製作施工した場合に要する費用を見積もりしたものであり、その見積書に記載された見積もり額は、商慣習により、実勢価格ではなく、また、カタログやインターネット等で広く公開されたものでもない。

また、対象案件③、④、⑤、⑥に係る請求文書（４）、（５）及び（６－１）については、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報である。

（３）本件非公開の理由として条例第８条第１項第１号を適用した理由

事業者がカタログやインターネット等で広く公開しているものを除き、事業者から入手した個別の見積書及び調整率が記載された見積比較表について、事業者名が特定できる部分、その見積金額及びそれに対する調整率を、公にすることにより事業者の営業戦略として提出した価格や生産技術上の情報について、競合する同業者や資材を手配する商社など建設関係者に知られることにより、実施機関が定めた調整率を乗じて決定した採用単価での契約を強要する根拠に使用される可能性もあり、当該事業者のその後の事業活動において競争上不利な立場となる可能性がある。

また、当該工事に係る請求文書（４）、（５）の細目別内訳及び（６－１）については、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報を工事が完了していない段階で全部公開することは、事業実施の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記の情報は、条例第８条第１項第１号に該当する。

（４）本件非公開の理由として条例第８条第１項第４号を適用した理由

　　　　見積書は、実施機関と事業者相互の信頼関係により事業者の協力のもと依頼しているものである。これを開示すると見積書提出等の協力を得ることが困難となる可能性があり、その結果、積算に必要な参考情報が欠如し、適正な積算としがたい事態となり、契約事務の適正な執行に支障をきたす恐れがある。

　　　　大阪府の入札制度については、平成１３年度以降、事前公表（入札の実施を一般に周知する入札公告の時点で、あらかじめ予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を公表すること。以下同じ）としていたが、大阪府の公共工事の発注量の減少に伴い、入札参加者間の競争が激化し、入札参加者の大半が最低制限価格、低入札価格調査基準価格又は失格基準価格（以下「最低制限価格等」という。）と同額で応札する状況が常態化するようになった。本来入札においては、入札参加者は自社の有する人員・機材・材料・技術等をもとに受注した場合に必要と考える費用や利益を見込んだ実行予算を積算し、その上で応札価格を定めるべきものである。

しかし、最低制限価格等と同額で応札する入札参加者の中には、まったく積算を行わず、単に公表されている最低制限価格等をそのまま応札する者もあり、このような者が落札した場合には、契約の実施にあたって公共事業の品質の確保など、通常よりも多大な負担を伴う。

また、入札の趣旨に即し実行予算を積算して応札した入札参加者は、応札額が最低制限価格等と同額程度にならない限り事実上落札できず、最低制限価格等と同額となったとしても、積算せずに単に公表された最低制限価格等をそのまま応札した入札参加者と同列に並んで抽選を行って落札者を決定することとなるため、入札の公正性や入札本来の意義が失われるおそれがあるばかりでなく、入札参加者の適正な積算意欲を失わせ、契約実施能力の低下を招き、結果として公共事業の品質を損なうおそれがある。

そこで、大阪府では、電子入札案件において、平成２１年１２月より、一部の発注案件において事前公表ではなく、事後公表（予定価格及び低入札価格調査基準価格等は入札公告の時点では公表せず、入札結果が確定した時点で公表すること。以下同じ）の試行を実施し、順次、対象となる入札案件の範囲を拡大し、平成２５年４月１日から全ての案件において事後公表とした。

さらに、予定価格等の事後公表を拡大し、入札者が個別に積算を行った場合発生頻度が低いはずの同額での入札が減少（現在では、ほとんど無い状況）していることから、事後公表は一定の効果があることがわかる。

しかし、昇降機設備工事については、入札参加する事業者は数社しかない現状があり、当該見積金額が積算内訳書の直接工事費の１００％を占める場合が多いことから、行政文書公開請求により、調整率等を入手することで、府の予定価格等を推定することが可能となる。更に当該工事については、見積書を依頼する業者が、工事の入札に直接参加するため、過去に発注した工事の見積金額と調整率がわかれば、今後発注される同規模の工事の入札時に、事業者自ら積算せず容易に予定価格等を類推して応札することが可能であるなど、事後公表の趣旨と相反することとなる。

実際このことは、設計単価に関する行政文書公開請求が、事前公表のみの時にはほとんどなかったものが、事後公表の試行開始後から増大していることからも裏付けられる。もちろん、全ての入札参加者が行政文書公開請求を行っているわけではないが、行政文書を入手した者から、見積単価等の情報が積算用コンピュータソフトウェアに組み込まれるなどの形で拡散し、実質的に事後公表の趣旨を損なう状況となっていることが推定できる。

工事設計書の細目別内訳については、設計図書の変更等において請負代金額を変更する場合、建設工事請負契約書第２４条に「発注者と受注者とが協議して定める。」と規定しており、これにより変更にかかる金額を受注者と協議し決定の上、変更契約する必要がある。

発注者は、品質の確保をしつつ、変更にかかる設計金額の範囲内かつ低廉な価格となるよう受注者と協議を行っている。

なお、発注者は、変更にかかる設計金額を入札時の本件行政文書ウの単価等をもとに算出し、受注者は自社の有する人員・機材・材料・技術等をもとに、変更した場合に必要と考える費用や利益を見込んだ実行予算を積算し、その上で変更金額を定めるべきものである。

これらのことから、金入設計書を工事中に全部公開することにより、設計における単価が明らかになると、受注者自ら積算せず、公開された単価に数量を乗じて工事費を算出することが可能となり、変更契約の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、当該工事の（４）及び（６－１）については、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報を工事が完了していない段階で全部公開することは、事業実施の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、入札・契約の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第８条第１項第４号に該当する。

（５）その他

ア　審査請求書の＜Ｅ＞審査請求する理由と根拠＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ａについて＞で次のように記載された事項について述べる。

（「＜Ｅ＞審査請求する理由と根拠」省略）（第四１（１）１行目から＜表１＞まで）

この答申の中でも、官庁営繕におけるエレベーター設備工事の調達の在り方について、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和２６年法律１８１号）に基づき官庁営繕に係る制度等を所管する国土交通省は、エレベーター設備工事の発注に当たっては競争性の確保が重要であり、その予定価格の設定に際してより一層の精度向上と客観性を高める必要がある。と記載されている。そんな中、平成２４年度末から同２５年度末にかけての国会審議において国土交通省、国立大学法人、地方公共団体などが発注したエレベーター設備工事の入札に対する問題提起として、一者見積り、一者応札、平均９０％以上の落札率といった実態から、下見積書を前提として設定される予定価格の信憑性に疑問が呈され、これをうけ、標準単価化を目指して国土交通省が平成２１年度から調査している昇降機工事のデータベース化の具体的な活用について、記載されているが、発注機関や建物により、仕様が異なりその詳細な情報がない状態では、予定価格とすることは難しい状況である。実際、平成２９年度になっても国土交通省からの昇降機工事の標準単価化についての通知などもない状況で、国土交通省においても、データベースは、参考にはするものの標準単価化による予定価格の算出は行っていない。

イ　審査請求書の＜Ｅ＞審査請求する理由と根拠＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂについて＞で次のように記載された事項について述べる。

（「＜Ｅ＞審査請求する理由と根拠＜Ｃａｔｅｇｏｒｙ－Ｂについて＞」省略）（第四１（３）１行目から１４行目まで）

昇降機設備工事は、用途、型式、階数、荷重、速度、意匠等の性能を指定し発注されており、これら工事の請求文書（４）及び（５）については、事業者独自のノウハウに係る情報にあたり、工事が完了していない段階で開示することにより、特定の事業者の昇降機製造に係る秘密情報を同業他社に与えることとなり、事業実施の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、請求文書（５）細目別内訳については、建設工事を入札に付して発注する場合に、その工事目的物を完成させるために必要な価格の総額（予定価格算出の根拠となる設計金額）を計算した根拠資料である。またその内容は、設計金額が記載されている表紙、総括表、種目、科目、細目、別紙明細、代価表で構成されている。（以下、この項において「積算内訳書」という。）

本件請求の「細目別内訳」は、個々の単位当たりの金額を示している部分である。

工種毎の作業日数や材料の所要量等、本来、入札参加者各々が施工計画、工程を検討のうえ算定すべき要素は、入札公告で交付する設計図書等においても公表していない。ここでいう、設計図書とは建設工事請負契約書第１条に定めるものであり、図面、仕様書、補足説明書及び質問回答書をいい、入札公告時の交付書類のひとつである。

本行政文書の具体的な内容は、各工事の積算内訳書であり、工事に必要な材料費、労務費、機械器具費及びその他（下請経費及び小機材の消耗費等）を積上げ、各工事に必要な価格を計算したものである。

（６）結論

以上のとおり、本件決定１及び２は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　実施機関による補充説明

　　請求者の趣旨を考慮し、請求者の求める情報を公開できる文書として、工事が完了していない対象案件③から⑥の工事に係る請求文書（５）については、工事積算内訳書（公表用）及び工事積算内訳書そのものの細目別内訳の部分のみを特定した。なお、請求内容に代価表は含まれていないため、工事積算内訳書中の代価表は対象文書に含めていない。

**第六　審査会の判断理由**

　１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　予定価格の設定及び積算方法について

　　　実施機関における予定価格の設定及び積算方法について、実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

工事費は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各項目から構成する工事価格に消費税及び地方消費税相当額を加算して算定する。

直接工事費の算定に用いる単価及び価格は、資材実勢価格を掲載した市販の物価資料の掲載価格を採用することが一般的で、これらの物価資料に掲載の無い単価等については、カタログ等による公表価格、製造業者等の見積価格を参考として設定しているが、昇降機設備工事の単価は、公表価格が存在しないため、見積価格を参考として算定している。

直接工事費のほか、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等からなる共通費の算定は、実施機関が作成した積算基準により算定し、この積算基準は一般に公開されている。

　　　実施機関は、別表１の対象案件①から⑥の工事ごとに７社の事業者に対して見積書の提出を依頼し、提出された見積書のうち、直接工事費に係る費用のみを参考にして予定価格を算定したとのことである。提出された直接工事費の最低値に、実施機関が独自に算定した調整率を乗じたものを当該工事の直接工事費とし、直接工事費と設計基準に基づいて積算した共通費を合算したものを予定価格とした。

なお、実施機関が独自に設定した調整率は、実施機関において調達実績等を勘案し、実勢価格に近づけるために独自に算定する割引率をいい、一般に公開されていない。

　３　本件係争情報について

　　　第三記載の審査請求の趣旨からすると、本件審査請求の対象とされている情報は、本件行政文書アに記載された「事業者名」（以下「本件係争情報ア」という。）及び「事業者別の総額」（以下「本件係争情報イ」という。）、対象案件③から⑥の「本件行政文書イに記載された情報」（以下「本件係争情報ウ」という。）及び対象案件③から⑥の「本件行政文書ウのうち工事積算（設計）内訳書の細目別内訳に記載された情報」（以下「本件係争情報エ」という。）である。

４　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、本件係争情報アからエは条例第８条第１項第１号及び第４号に該当すると主張しているので、以下検討する。

（１）条例第８条第１項第１号について

　　　　事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができる。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

（２）本件係争情報ア及び本件係争情報イの条例第８条第１項第１号該当性について

本件係争情報ア及び本件係争情報イは、（１）アに該当することが明らかであることから、（１）イの要件に該当するかを検討する。

ア　実施機関は、本件係争情報アは、当該事業者が見積書を提出したことも含めて営業上のノウハウであり機密事項であって、実施機関が見積書を徴取した当該事業者に意見照会をしたところ、見積書の内容の公開について、当該事業者は顧客との信頼関係に基づき提出しているものであるから、公開は反対との意見であり、本件係争情報アが明らかになると、当該事業者の今後の営業活動に何らかの支障が生じると主張するが、本件係争情報アが明らかになることにより、当該事業者の競争上の地位を害するといった具体的な事実についての主張はなく、正当な利益を害するとは認めることはできない。

イ　また、本件係争情報ア及び本件係争情報イが公になると、実施機関が定めた調整率を乗じて決定した採用単価での契約を強要する根拠に使用される可能性もあり、見積書を提出した当該事業者のその後の事業活動において競争上不利な立場となる可能性があると主張するが、当該事業者が契約を強要される具体的な事実に関する主張はない。

ウ　よって、本件係争情報ア及び本件係争情報イは、条例第８条第１項第１号に該当するということはできない。

（３）本件係争情報ウの条例第８条第１項第１号該当性について

本件係争情報ウが（１）アの要件に該当するかを検討する。

実施機関は、本件係争情報ウは、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、事業者の設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報であると主張するが、当審査会が確認したところ、本件係争情報ウについては、実施機関自身が作成するものであるから、当該事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であると認めることはできず、条例第８条第１項第１号に該当するということはできない。

（４）本件係争情報エの条例第８条第１項第１号該当性について

本件係争情報エが（１）アの要件に該当するかを検討する。

実施機関は、本件係争情報エは、事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であり、事業者の設計者等の考案・工夫等による設計の係数・規模・能力・利用技術等に関する情報であると主張するが、当審査会が確認したところ、本件係争情報エについては、実施機関自身が作成するものであるから、当該事業者の生産技術上のノウハウに関する情報であると認めることはできず、条例第８条第１項第１号に該当するということはできない。

（５）条例第８条第１項第４号について

　　　　府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

ア　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

（６）本件係争情報アの条例第８条第１項第４号該当性について

　　　　本件行政文書アは実施機関が予定価格を設定するための資料であり、本件係争情報アは入札事務に関する情報であることから、（５）アの要件に該当する。

　　　　次に、本件係争情報アが（５）イの要件に該当するかを検討する。

　　　ア　実施機関は、見積書の提出は、実施機関と事業者相互の信頼関係により事業者の協力のもと依頼しているものであって、これを公開すると見積書提出等の協力を得ることが困難となる可能性があり、その結果、積算に必要な参考情報が欠如し、適正な積算としがたい事態となり、契約事務の適正な執行に支障をきたすおそれがあると主張する。さらに、実施機関は、事業者は全国に１０社程度、実施機関が取引しうる事業者は８社程度で、見積書の提出は対価なく任意で協力を求めるものであり、近年、依頼に応じてもらえないことも多く、見積書の徴取に苦慮しており、公開することにより、今後協力を得られなくなるおそれがあると主張する。

　　　イ　事業者の数が少なく、見積書の提出は任意で協力を求めるものであることからすると、公開することで、事業者の見積書の徴取への協力を得られなくなるおそれがあり、実施機関の主張は合理性があるといえ、今後、入札事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、本件係争情報アは、条例第８条第１項第４号に該当するということができる。

（７）本件係争情報イの条例第８条第１項第４号該当性について

　　　　本件行政文書アは実施機関が予定価格を設定するための資料であり、本件係争情報イは入札事務に関する情報であることから、（５）アの要件に該当する。

　　　　次に、本件係争情報イが（５）イの要件に該当するかを検討する。

ア　実施機関は、次のとおり主張する。

昇降機設備工事については、予定価格が開札後に公表されているため、既に公表されている情報と本件係争情報イを照合して計算すると調整率が明らかとなり、昇降機設備工事では事業者数が少なく、予定価格設定のための見積書を提出した事業者が入札に参加していることが多いことから、予定価格が容易に類推される。その結果、予定価格が目安となって適正な競争が制限され、落札価格が高止まりになるなど、府民財産上の利益を害するおそれがあり、事後公表の趣旨と相反する。

イ　これに対し、審査請求人は、案件毎に適切な査定を行えば、特定案件の調整率が分かったとしても何ら問題はないと主張するが、実施機関が入札事務にこの調整率を一定期間同率で採用していることや、事業者が全国で１０社程度しかなく、入札に参加する可能性が高いことなどからすると、実施機関の主張に合理性があるということができ、本件係争情報イを公開することは、実施機関における契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、本件係争情報イは、条例第８条第１項第４号に該当するということができる。

（８）本件係争情報ウの条例第８条第１項第４号該当性について

本件行政文書ウは実施機関の入札公告時の設計に係る資料であり、本件係争情報ウは入札事務に関する情報であることから、（５）アの要件に該当する。

　　　次に、本件係争情報ウが（５）イの要件に該当するかを検討する。

　　　実施機関の説明によると、工事期間中に本件係争情報ウが公になると、第三者から疑義が生じ、工事が遅延するなどのおそれがあるとのことであるが、本件係争情報ウを公開することにより、当該工事の実施の目的が達成できなくなり、又は当該工事の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼしたり、同種工事の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす法的保護に値する蓋然性のあるおそれがある旨の特段の主張はなく、本件係争情報ウは、条例第８条第１項第４号に該当するということはできない。

（９）本件係争情報エの条例第８条第１項第４号該当性について

　　　本件行政文書エは実施機関が予定価格を設定するための積算資料であり、本件係争情報エは入札事務に関する情報であることから、（５）アの要件に該当する。

　　　次に、本件係争情報エが（５）イの要件に該当するかを検討する。

ア　実施機関へ事務支障について具体的な説明を求めたところ、次のとおりであった。

対象案件③から⑥は請求時点において施工中である。本来、入札参加者は自社で積算した価格で応札すべきであり、また、工事の契約を変更する際は、発注者は変更に係る設計金額について本件係争情報エをもとに算定し、受注者は自社で積算した価格をもとに、発注者と受注者が協議し変更金額を定めるべきである。実施機関では入札事務に一定期間、同一の積算単価を使用していることから、積算単価について情報公開請求があった場合は、入札年度の翌年度以降かつ工事完了の翌年度以降に公開している。本件係争情報エが公になると、本件係争情報エに数量を乗じて、工事の契約変更に係る設計金額を算定され、又は予定価格が容易に類推されることから落札価格が高止まりになるなど、府民財産上の利益を害するおそれがある。

イ　一方、審査請求人は、本件係争情報エは各官公庁では全て開示しており、工事未完了であっても事務執行支障は生じないと主張する。実施機関が入札事務に一定期間、同一の積算単価を使用していることからすると、予定価格が目安となって適正な競争が制限されることは否定できず、実施機関における契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。よって、本件係争情報エは、条例第８条第１項第４号に該当するということができる。

（１０）まとめ

　　　　以上のことから、（３）及び（８）で検討した本件係争情報ウについては、条例第８条第１項１号及び同項第４号のいずれにも該当せず、公開することが妥当である。また、（２）、（４）、（６）、（７）及び（９）で検討した本件係争情報ア、イ及びエについては条例第８条第１項第４号に該当し非公開とすることが妥当である。ただし、本件係争情報ウの公開にあたっては、これに含まれる設計者の氏名は、個人が特定できる情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報に当たるため、条例第９条第１号に該当し、非公開とすべきである。

５　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

６　付言

本件決定２の部分公開決定通知書について、第四１（３）のとおり審査請求人は、非公開理由の記述に明らかな誤りがあると主張している。当審査会で本件決定２の決定通知書及び対象行政文書を見分したところ、以下の誤りがあることが判明した。

今後、実施機関は条例に基づき、決定通知を行うにあたっては、請求者に対し、正確で理解しやすい記載を行うよう努めなければならない。

（１）対象案件③から⑥の請求文書（５）、（４）及び（６－１）について、本件決定２の部分公開決定通知書別紙２の「公開文書一覧」の※４、※５に記載された非公開理由と、本件決定２の部分公開決定通知書別紙３の「非公開理由一覧」に記載された内容は、同一の非公開理由を記載すべきにもかかわらず、記載内容が不正確であるため、非公開理由が異なるように請求者に誤解を与える表現となっていた。

（２）本件決定２の部分公開決定通知書別紙２の①－（４）、②－（４）及び②－（６－１）については、「公開しないことと決定した部分」として、「公開図面の代表者・設計者の氏名、印影」と記載されているが、設計事務所の代表者の氏名は、個人が特定できる情報であるが、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である情報に当たらないため、条例第９条第１号には該当せず公開すべき情報であって、また、印影は対象行政文書には存在しなかった。

（３）対象案件③から⑥の請求文書（５）のうち「細目別内訳」について、本件決定２の部分公開決定通知書には別表３のとおり「公表用」の工事積算内訳書と記載されているが、非公開となった「細目別内訳」については「公表用」ではない「工事積算内訳書」そのものに記載されたものであり、対象文書の名称に記載誤りがあった。

なお、対象案件③から⑥の工事は平成２９年度中に工事が完了していることから、行政文書公開請求があった場合は、平成３０年４月から本件係争情報ウ及び本件係争情報エを公開していることが、実施機関から確認できた。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　高橋　明男、丸山　敦裕、有澤　知子、磯辺　康子、尾形　健、近藤　亜矢子、中井　洋恵